

「社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定」 について

(略称：日・アイルランド社会保障協定)

アイルランドとの間で、年金制度への加入に関する法令の適用調整等について定める。

*社会保障協定とは、二国間の公的年金制度等に関する適用調整等を行い、企業、個人の負担を軽減し、人的交流及び経済交流を促進することを目的とした協定である。

1. 背景

2009年3月：政府間交渉基本合意

10月：在アイルランドト部大使とハナフィン社会・家族大臣
により署名。

2. 協定のポイント

(1) 年金制度について、就労地国の年金制度にのみ強制加入することを原則とする。ただし、派遣期間が5年以内の一時派遣駐在員等については、派遣元国の年金制度にのみ強制加入することとする（二重加入の問題の解消）。

(2) また、両国での保険期間を通算して、それぞれの国における年金の受給権を確立する（保険料掛け捨て問題の解消）。

3. 締結の意義

(1) 日・アイルランド間においては、企業等から相手国に一時派遣される被用者等について、(イ) 両国の年金制度への強制加入による二重加入の問題、及び(ロ) 相手国での加入期間が短いために年金の受給に必要な期間を満たさないことによる保険料掛け捨ての問題がある。これらの問題は、企業及び個人の双方にとって大きな負担となっている。

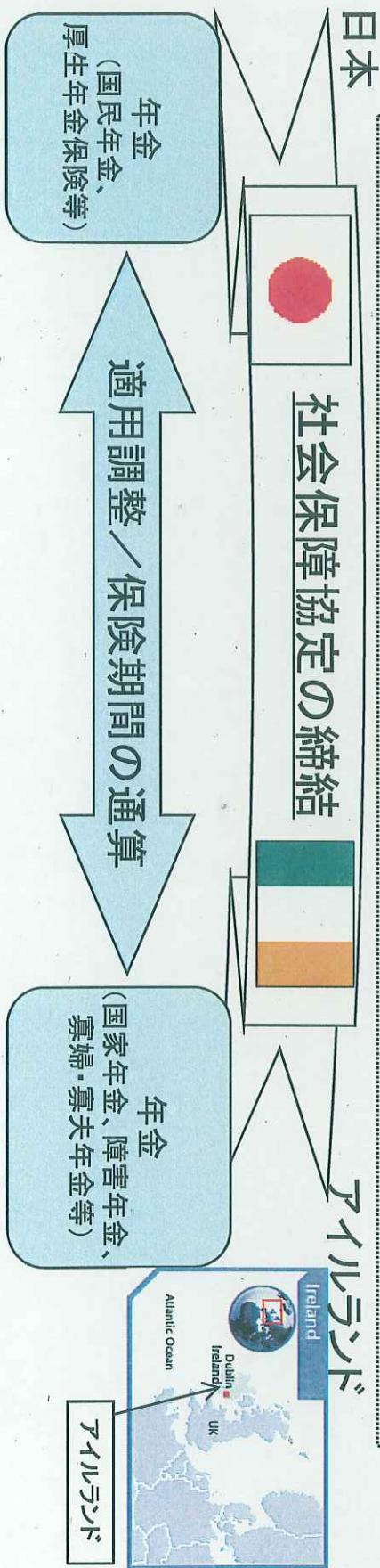
(2) アイルランドに在留する民間企業関係者及び進出日系企業は、それぞれ212名、40社に上っている（平成20年10月現在の外務省調査）。

(3) この協定の締結によって、企業及び個人の社会保険料負担が軽減され、日・アイルランド両国間の人的交流及び経済交流が一層促進されることが期待される。

日・アイルランド社会保障協定

- 現在、日・アイルランド間で一時的に派遣される駐在員等は、日・アイルランド両国の年金制度への加入が義務付けられている。
 - ①両国への社会保険料の支払い。→二重加入の問題
 - ②派遣期間が短いため年金の受給に必要な期間を満たさず、年金を受給できないケースあり。→保険料掛け捨ての問題

企業・駐在員等の双方に大きな負担 → 両国間の人的交流及び経済交流の増進にマイナス



- 原則として就労地国の年金にのみ強制加入。派遣期間が5年以内の駐在員等は派遣元国の年金にのみ強制加入することを基本。→二重加入の問題の解消
- 両国での保険期間を通算して、それぞれの国における年金の受給権を確立。→保険料掛け捨て問題の解消

企業・駐在員等の双方の負担の軽減 → 両国間の人的交流及び経済交流の一層の促進

- ☆社会保障協定締結済みの国 独・英・韓・米・ベルギー・仏・加・豪州・オランダ・チェコ
- ☆署名済みの国(発効に向けた準備中) スペイン・イタリア
- ☆交渉中・当局間協議中の国 ハンガリー・イスラエル・スウェーデン・ルクセンブルク・ブラジル

社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定

社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定

日本国政府及びアイルランド政府は、
社会保障の分野における両国間の関係を規律することを希望して、
次のとおり協定した。

第一部 総則

第一条 定義

1 この協定の適用上、

- (a) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はアイルランドをいう。
- (b) 「国民」とは、次の者をいう。
 - 日本国については、日本国の国籍に関する法律にいう日本国民
 - アイルランドについては、アイルランドの市民
- (c) 「法令」とは、次のものをいう。

日本国については、次条2に掲げる日本国の年金制度に関する日本国の法律及び規則

アイルランドについては、次条1に掲げる法律及び規則

(d) 「権限のある当局」とは、次のものをいう。

日本国については、次条2に掲げる日本国の年金制度を管轄する政府機関

アイルランドについては、社会・家族大臣

(e) 「実施機関」とは、次のものをいう。

日本国については、次条2に掲げる日本国の年金制度の実施に責任を有する保険機関（その連合組織

を含む。）

アイルランドについては、社会・家族省

(f) 「保険期間」とは、一方の締約国の法令による保険料納付期間及び当該法令において給付を受ける権利の確立に際して考慮されるその他の期間をいう。ただし、他の社会保障に関する協定であつてこの協定と同種のものにより、又は欧州連合の移民労働者のための社会保障に関する規則により、一方の締約国の法令による給付を受ける権利を確立するために考慮することとされた期間については、含めない。

(g) 「給付」とは、一方の締約国の法令による年金その他の現金給付をいう。

2 この協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、適用される法令において与えられている意味を有するものとする。

3 この協定中の部、章及び条の見出しが、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二条 この協定の適用範囲

この協定は、

1 アイルランドについては、

(a) 次の事項に関する社会福祉法及び社会福祉法に基づいて定めた規則について適用する。

- (i) 国家年金（拠出制）
- (ii) 国家年金（移行）
- (iii) 寡婦・寡夫年金（拠出制）
- (iv) 障害年金

(v) 保護者給付（拠出制）

(vi) 死別手当金

(vii) 雇用及び自営活動に関する保険料の納付義務

(b) (a)に掲げる法令を改正し、補足し、統合し、又は代替する将来の法令について適用する。ただし、この協定は、他の種類の給付又は新たな部類の受給者を設ける将来の法令については、適用しない。

2 日本国については、次の日本国の年金制度について適用する。

- (a) 国民年金（国民年金基金を除く。）
- (b) 厚生年金保険（厚生年金基金を除く。）
- (c) 国家公務員共済年金
- (d) 地方公務員等共済年金（地方議会議員の年金制度を除く。）
- (e) 私立学校教職員共済年金

(b)から(e)までに掲げる日本国の年金制度は、以下「日本国の被用者年金制度」という。)

ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過的又は補完的

に支給される年金であつて、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含めない。

第三条 この協定の適用を受ける者

この協定は、一方の締約国の法令の適用を受けているか又は受けたことがある者並びにこれらの者に由来する権利を有する家族及び遺族について適用する。

第四条 待遇の平等

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、前条に規定する者であつて一方の締約国の領域内に通常居住するものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。ただし、この規定は、日本国の領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本の法令の規定の適用を妨げるものではない。

第五条 海外への給付の支払

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域外に通常居住すること又は当該領域内にいないことのみを理由として給付を受ける権利の取得又は給付の支払を制限する当該一方の締約国の法令の規定は、他方の締約国の領域内に通常居住する者については、適用しない。ただし、この規定は、

初診日又は死亡日において六十歳以上六十五歳未満であった者に関する障害基礎年金又は遺族基礎年金を受ける権利の取得のために日本国の領域内に通常居住していることを要件として定めた日本国の法令の規定に影響を及ぼすものではない。

- 2 一方の締約国の法令による給付は、第三国の中領内に通常居住する他方の締約国の国民に対しては、その者が当該一方の締約国の国民であつた場合と同一の条件で支給する。

第二部 適用法令に関する規定

第六条 一般規定

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域内において被用者又は自営業者として就労する者については、その被用者又は自営業者としての就労に関し、当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第七条 特別規定

- 1 一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内において雇用されている者が、当該雇用者により当該一方の締約国の領域又は第三国の中領

から他方の締約国の領域内において当該雇用者のために就労するよう派遣される場合には、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その被用者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

- 2 1に規定する派遣が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該派遣に係る被用者に対して1に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて合意することができる。

- 3 一方の締約国の法令に基づく制度に入り、かつ、当該一方の締約国の領域内において自営業者として通常就労する者が、他方の締約国の領域内においてのみ自営業者として一時的に就労する場合には、当該他方の締約国の領域内における自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

- 4 3に規定する他方の締約国の領域内における自営活動が五年を超えて継続される場合には、両締約国の中領のある当局又は実施機関は、当該自営活動に係る自営業者に対して3に規定する一方の締約国の法令

のみを引き続き適用することについて合意することができる。

第八条 海上航行船舶又は航空機において就労する被用者

1 一方の締約国の旗を掲げる海上航行船舶又は航空機において就労する被用者として就労する者については、この協定がないとしたならば両締約国の法令が適用されることとなる場合には、当該者について、当該一方の締約国の法令のみを適用する。この規定にかかわらず、当該者が他方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に雇用されている場合には、当該者が当該一方の締約国の居住者でない限り、当該者について、当該他方の締約国の法令のみを適用する。

2 国際運輸に従事する航空機において被用者として就労する者については、その就労に関し、その者の雇用者の所在する締約国の法令のみを適用する。

第九条 外交使節団の構成員、領事機関の構成員及び公務員

1 この協定は、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウィーン条約又は千九百六十三年四月二十四日の領事関係に関するウィーン条約の規定の適用を妨げるものではない。

2 1の規定に従うことと条件として、一方の締約国の公務員又は当該一方の締約国の法令において公務員

として取り扱われる者が他方の締約国の領域内において就労するために派遣される場合には、その者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第十条 第六条から前条までの規定の例外

両締約国のある当局又は実施機関は、被用者及び雇用者の申請又は自営業者の申請に基づき、特定の者又は特定の範囲の者の利益のため、これらの特定の者又は特定の範囲の者にいづれか一方の締約国の法令が適用されることを条件として、第六条から前条までの規定の例外を認めることについて合意することができる。

第十一条 随伴する配偶者及び子

日本国の領域内において就労する者であつて、第七条、第九条2又は前条の規定によりアイルランドの法令の適用を受けるものに随伴する配偶者又は子については、

- (a) 当該配偶者又は子が日本国民以外の者である場合には、日本国の法令は、適用しない。ただし、当該配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、この(a)の規定は、適用しない。
- (b) 当該配偶者又は子が日本国民である場合には、日本国の法令の適用の免除は、日本国の法令に従つて

決定する。

第十二条 強制加入

第六条から第八条まで、第九条2及び前条の規定は、各締約国の法令における強制加入についてのみ適用する。

第三部 給付に関する規定

第一章 アイルランドの給付に関する規定

第十三条 通算及び給付

1 アイルランドの法令に基づく保険の加入開始から少なくとも五十二週の保険料納付期間を満たしているが、給付を受ける権利の取得のための保険料納付要件を満たしていない場合には、アイルランドの実施機関は、この条の規定に基づき給付を受ける権利を確立するため、アイルランドの法令による保険期間と重複しない限りにおいて、日本国の法令による保険期間をアイルランドの法令による保険期間として考慮するものとし、当該保険期間をアイルランドの法令による保険期間と通算する。アイルランドの実施機関は、アイルランドの法令の下での関係法令上の保険料納付要件に従い通算される期間を基礎として、給付

を受ける権利の取得について決定する。

2 アイルランドの実施機関は、次のように従い、支給するアイルランドの給付（死別手当金及び保護者給付（拠出制）を除く。）の額を計算する。

- (a) 兩締約国の法令によるすべての保険期間がアイルランドの法令による保険期間であつたとした場合に支給される理論上の給付の額（成年有資格者に対する加算以外の追加額、補足又は加算を除く。）を計算する。
- (b) 当該理論上の給付の全額に乗ずる比率を乗じて得られる額に、成年有資格者に対する加算以外の追加額、補足又は加算をえた額が、アイルランドの実施機関により当該者に対して支給される給付の額となる。

- 3 死別手当金及び保護者給付（拠出制）については、支給される給付の額は、アイルランドの法令の下での関係法令上の保険料納付要件に従つて決定する。

4 1の規定に基づき給付を受ける資格を決定するため、日本国の法令による一箇月の保険期間は、アイルランドの法令による四・三三週の保険料納付期間と同等のものとして扱う。このような計算から生ずる週の端数は、整数に切り上げる。ただし、いずれの保険料納付年においても保険料納付期間の週の総数が五十二を超えないことを条件とする。

第二章 日本国の給付に関する規定

第十四条 通算

1 日本国の実施機関は、日本国の給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、この条の規定に基づいて給付を受ける権利を確立するため、日本国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、アイルランドの法令による保険期間を考慮する。ただし、この規定は、各共済年金の職域加算年金及び保険料の還付として支給される一時金については、適用しない。

2 1の規定の適用に当たっては、

(a) 日本国の実施機関は、各暦年について、アイルランドの法令により当該暦年に付与された四・三三週の保険期間（アイルランドの実施機関により証明されたものに限る。）ごとに一箇月の保険期間を付与

し、残余の端数は整数に切り上げる。日本国の実施機関により付与される保険期間は、一箇月を単位として、日本国の法令により保険期間として既に算入された月を除くほか、当該暦年において最初の月から始まる順序で割り当てる。ただし、日本国の法令による個々の給付を受ける権利の確立に必要な場合には、当該付与される保険期間の月は、当該暦年において最後の月から始まる逆の順序で割り当てる。この(a)の規定によって割り当てられる保険期間の月数及び日本国の法令により保険期間として既に算入された月数の総数は、一暦年について十二を超えない。

(b) アイルランドの法令による保険期間は、日本国の被用者年金制度の保険期間及びこれに対応する国民年金の保険期間として考慮する。

第十五条 障害給付及び遺族給付に関する特別規定

1 日本国の法令が、障害給付又は遺族給付（保険料の還付として支給される一時金を除く。以下この1において同じ。）を受ける権利の確立のために初診日又は死亡日が特定の保険期間中にあることを要件として定めている場合において、初診日又は死亡日がアイルランドの法令による保険期間中にあるときは、これらの給付を受ける権利の確立に当たり当該要件は満たされたものとみなす。ただし、国民年金の下での

障害給付又は遺族給付を受ける権利がこの条の規定を適用せざとも確立される場合には、この条の規定は、日本国 の被用者年金制度の下での同一の保険事故に基づく障害給付又は遺族給付を受ける権利の確立に当たつては、適用しない。

- 2 1の規定の適用に当たつては、二以上の日本国 の被用者年金制度における保険期間を有する者については、1に規定する要件は、日本国 の法令に従つて、一の被用者年金制度について満たされたものとみなす。

第十六条 紹付の額の計算

1 日本国 の実施機関は、第十四条1又は前条1の規定の適用により日本国 の紹付を受ける権利が確立される場合には、2から5までの規定に従うことを条件として、日本国 の法令に従つて当該紹付の額を計算する。

2 障害基礎年金その他の保険期間にかかわらず一定額が支給される紹付については、当該紹付を受けるための要件が第十四条1又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該紹付の額は、当該紹付が支給される年金制度における保険料納付期間及び保険料免除期間並びにアイルランドの法令に

よる保険期間を合算した期間に対する当該保険料納付期間及び保険料免除期間を合算した期間の比率に基づいて計算する。

3 日本国 の被用者年金制度の下での障害給付及び遺族給付（当該制度における保険期間が日本国 の法令上定められた期間に満たない場合に支給されるものであつて、支給される当該給付の額が当該定められた期間に基づいて計算されるものに限る。）に関しては、当該給付を受けるための要件が第十四条1又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、日本国 の被用者年金制度における保険期間及びアイルランドの法令による保険期間を合算した期間に対する当該日本国 の被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算する。ただし、当該合算した期間が当該定められた期間を超える場合には、当該合算した期間は、当該定められた期間と同一の期間とする。

4 2及び3の規定による日本国 の被用者年金制度の下での給付の額の計算に関しては、当該給付を受ける権利を有する者が二以上の日本国 の被用者年金制度における保険期間を有する場合には、2に規定する当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間又は3に規定する日本国 の被用者年金制度における保険期間は、当該二以上の日本国 の被用者年金制度における保険期間を合算した期間とする。ただし、当

該合算した期間が3に規定する日本国の法令上定められた期間に等しい場合又はこれを超える場合には、3及びこの4に規定する計算方法は、適用しない。

5 老齢厚生年金の一部である配偶者加給その他の給付であつて、日本国の被用者年金制度における保険期間が日本国の法令上定められた期間に等しい場合又はこれを超える場合に一定額が支給されるものに関するでは、当該給付を受けるための要件が第十四条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該定められた期間に対する当該給付が支給される日本国の被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算する。

第四部 雜則

第十七条 行政上の協力

1 両締約国の権限のある当局は、

- (a) この協定の実施のために必要な行政上の取決めについて合意する。
- (b) この協定の実施のために連絡機関を指定する。
- (c) 自国の法令の変更（この協定の実施に影響を及ぼすものに限る。）に関するすべての情報をできる限り速やかに相互に通報する。

2 両締約国の権限のある当局及び実施機関は、それぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のために必要な援助を提供する。この援助は、無償で行う。

第十八条 情報の伝達及び秘密性

1 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報（この協定の実施のために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法律及び規則に従つて他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。当該他方の締約国の法律及び規則により必要とされない限り、当該情報は、この協定を実施する目的のためにのみ使用する。

2 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関の要請がある場合には、他方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該他方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報であつて、1に規定する情報以外のもの（当該一方の締約国の法令の実施のために必要なものに限る。）を当該他方の締約国の法令その他関連する法律及び規則に従つて、当該一方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達することができる。当該一方の締約国の法律及び規則により特に必要とされない限り、当該情報は、当該一方の締約

国の法令を実施する目的のためにのみ使用する。

- 3 一方の締約国が受領する1及び2に規定する情報は、個人に関する情報の秘密の保護のための当該一方の締約国の法律及び規則により規律される。

第十九条 手数料及び認証

- 1 一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則において、当該一方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書に係る行政上又は領事事務上の手数料の免除又は軽減に関して規定する場合には、これらの規定は、この協定及び他方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書についても、適用する。
- 2 この協定及び一方の締約国の法令の適用に際して提出される文書については、外交機関又は領事機関による認証その他これに類する手続を要しない。

第二十条 両締約国間の連絡

- 1 両締約国の権限のある当局及び実施機関は、この協定が適用される法令の適用上必要な場合には、相互に、及び関係者（その居住地を問わない。）に対して、直接に連絡することができる。その連絡は、両締約国の各々の言語のいずれによつても行うことができる。

- 2 この協定の実施に際し、一方の締約国の権限のある当局及び実施機関は、他方の締約国のいずれかの言語で作成されていることを理由として申請書その他の文書の受理を拒否してはならない。

第二十一条 申請、不服申立て及び申告の提出

- 1 一方の締約国の法令に基づく文書による給付の申請、不服申立てその他申告が他方の締約国の法令に基づく類似の申請、不服申立てその他申告を受理する権限を有する当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に対して提出された場合には、当該給付の申請、不服申立てその他申告については、その提出の日に当該一方の締約国の権限のある当局又は実施機関に対して提出されたものとみなすものとし、当該一方の締約国の手続及び法令に従つて取り扱う。
- 2 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、1の規定に従つて提出された給付の申請、不服申立てその他申告を遅滞なく他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。

第二十二条 給付の支払

- この協定に係る給付の支払は、いずれの締約国の通貨によつても行うことができる。

第二十三条 意見の相違の解決

この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両締約国の関係当局間の協議により解決する。

第五部 経過規定及び最終規定

第二十四条 経過規定

- 1 この協定は、その効力発生前に給付を受ける権利を確立させるものではない。
- 2 この協定の実施に当たっては、この協定の効力発生前の保険期間及び他の法的に関連する事実についても、考慮する。
- 3 第七条1又は3の規定の適用に当たっては、この協定の効力発生前から一方の締約国の領域内で就労していた者については、同条1に規定する派遣の期間及び同条3に規定する自営活動の期間は、この協定の効力発生の日に開始したものとみなす。
- 4 この協定の効力発生前に行われた決定は、この協定により確立されるいかなる権利にも影響を及ぼすものではない。
- 5 この協定の適用の結果として、受給者に対し、この協定の効力発生前に権利が確立された給付の額を減額してはならない。
- 6 給付の申請又はこの条の規定に従つて見直される決定に関する申請が、この協定の効力発生の日から二年以内に行われる場合には、この協定の適用により生ずる権利は、当該効力発生の日又はそれ以降の最も早い日において取得される。申請が、この協定の効力発生の日から一年を経過した後に行われる場合には、当該申請に係る決定の効力発生の日については、関係締約国の法令が適用される。

第二十五条 効力発生

この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。

第二十六条 有効期間及び終了

- 1 この協定は、無期限に効力を有する。いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面によりこの協定の終了の通告を行うことができる。この場合には、この協定は、終了の通告が行われた月の後十二箇月目の月の末日まで効力を有する。
- 2 この協定が1の規定に従つて終了する場合には、終了の日の前に給付の申請を提出し、かつ、当該日前に当該給付を受ける権利の取得のための要件を満たしていた者がこの協定の下で取得した当該給付を受

ける権利及び当該給付の支払に関する権利は、維持される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千九十九年十月二十九日にダブリンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

ト部敏直

アイルランド政府のために

ヌアリー・ハナフイン